

福井県報

号外第 51 号
令和 7 年
6月27日(金)
火曜日発行

— 目 次 —

目次（※は県例規集掲載事項）

選挙管理委員会告示

※公職選挙運動管理規程の一部を改正する告示（77）……………2

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第77号

公職選挙運動管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月27日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

公職選挙運動管理規程の一部を改正する告示

公職選挙運動管理規程（昭和29年福井県選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第59条 法第197条の2第1項および第2項の規定に基づき県の委員会が定める選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬および実費弁償の最高額ならびに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車または船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者および専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者に限る。第4号において同じ。）に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額</u></p> <p><u>エ (略)</u></p> <p><u>オ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき23,000円</u></p> <p><u>カ 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円</u></p> <p><u>キ 茶菓料 1日につき1,000円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 鉄道賃、船賃、航空賃および車賃 <u>第1号アからエまでに定める額</u></p> <p>イ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき<u>20,000円</u></p> <p>(4) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の最高額 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき<u>15,000円</u></p> <p>イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動</p>	<p>第59条 法第197条の2第1項および第2項の規定に基づき県の委員会が定める選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬および実費弁償の最高額ならびに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車または船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者および専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者に限る。第4号において同じ。）に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p><u>エ 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円</u></p> <p><u>オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円</u></p> <p><u>カ 茶菓料 1日につき500円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の最高額 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 鉄道賃、船賃および車賃 <u>第1号ア、イおよびウに定める額</u></p> <p>イ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき<u>10,000円</u></p> <p>(4) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる報酬の最高額 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき<u>10,000円</u></p> <p>イ 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動</p>

車または船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者および専ら要約筆記のために使用する者 1日につき20,000円

車または船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者および専ら要約筆記のために使用する者 1日につき15,000円

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年6月28日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の公職選挙運動管理規程の規定は、この告示の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示されまたは告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示されまたは告示された選挙については、なお従前の例による。

